

## 西阪神吹奏楽連盟 規約

- 第1条 本連盟は、西阪神吹奏楽連盟と称する。
- 第2条 本連盟は、兵庫県吹奏楽連盟加盟団体の中より西阪神地区に所属する団体によって構成される。
- 第3条 本連盟は、吹奏楽を通じ西阪神地区の音楽文化の向上をはかり、相互の親睦と技術の向上をはかることを目的とする。また、中学校部門、高等学校部門においては兵庫県吹奏楽コンクール及び兵庫県アンサンブルコンテスト西阪神地区代表を選出する。
- 第4条 上記の目的達成のために、次の事業を行う。
1. 兵庫県吹奏楽コンクール西阪神地区大会の開催
  2. 兵庫県アンサンブルコンテスト西阪神地区大会の開催
  3. 兵庫県吹奏楽連盟行事への協力と参加
  4. その他必要と認められる事業
- 第5条 本連盟には、次の役員をおき連盟の企画・運営を行う。任期は、2年とし再任は妨げない。
1. 理事長・副理事長・理事
  2. 事務局長・事務局次長
  3. 監事
  4. 本連盟には名誉会長・会長・副会長・特別顧問・顧問・客員の名誉役員をおくことができる。
- 第6条 役員の仕事は次の通りとする。
1. 理事長は本連盟を代表し、本連盟の事業を総括し、本部を統括する。
  2. 副理事長は理事長を補佐し、理事長事故ある時はその業務を代行する。
  3. 理事は理事会を組織し、本連盟の運営を審議する。
  4. 事務局長は本部事務処理及び事務局長会を統括する。
  5. 事務局次長は事務局長を補佐し、事務局長事故あるときはその業務を代行する
  6. 監事は会計を監査する。
- 第7条 役員を選任は次のようにする。
1. 名誉会長・会長・副会長・特別顧問・客員は理事会で推薦し、総会に報告する。
  2. 顧問は、西阪神地区を構成する連盟が推薦する者を理事会で承認し、総会に報告する。

3. 理事長は、理事会で推薦し、総会に報告する。
4. 副理事長は、西阪神地区を構成する連盟の理事長で、総会に報告する
5. 理事は、西阪神地区を構成する連盟の事務局長及び連盟より選出された者で、総会で承認する。
6. 本部事務局長・事務局次長は、理事会で推薦し、総会に報告する。
7. 監事は理事会で選任する。

- 第8条 本連盟の会議は、総会・理事長会（西阪神理事長・各市理事長）・理事会・事務局会とする。
1. 総会の開催は、年一回理事長が招集する。また必要に応じ招集する。
  2. 理事長・副理事長・事務局長により、理事長会を構成する。本連盟の業務が円滑に行われるように総括する。
  3. 第5条1と2の役員により理事会を構成する。理事会は、本連盟の事業を執行する。
  4. 事務局長・事務局次長により事務局会を構成する。事務局会は、総会・理事会で議決されたことを執行する。

- 第9条 本連盟の会計は、事業収入その他の収入によるものとし会計年度は、毎年4月1日より翌年3月末日までとする。

- 第10条 本規約に記載の無い事項については、理事会において審議し総会の承認を得るものとする。

- 第11条 規約の改正は、総会の承認を必要とし、総会の承認より効力を発するものとする。

昭和53年4月	1日	より施行
平成9年6月	25日	一部改正
平成11年6月	29日	改正
平成15年6月	25日	一部改正
平成17年6月	25日	7条一部改正
平成30年6月	29日	8条一部改正
令和3年6月	25日	5条6条7条一部改正